

所管部課	総務部 総務管財課		部長	矢吹 勇一	
件名	専決処分の報告について（草刈作業中の物損事故）				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法第180条第2項			
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>令和5年6月8日(木)に発生した草刈作業中の物損事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告したい。</p> <p><b>【事故の内容等】</b> 市役所第3駐車場において市が実施した草刈作業による飛び石等によって、駐車中の相手方の車両に損害を与えたものである。</p> <p><b>【影響及び効果】</b> 法の規定に則った適正な事務の執行を図ることができる。</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
<p>令和5年6月 8日 事故発生                  令和5年7月 5日 専決処分                  令和5年7月 5日 示談締結                  令和5年7月19日 賠償金の支払い</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
賠償金は、その全額を市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険により支払った。					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
令和5年第3回市議会定例会において報告したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。